

令和5年度岩手県主任介護支援専門員更新研修実施要項

1 研修目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課することにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

公益財団法人いきいき岩手支援財団（岩手県指定研修実施機関）

3 受講対象者

- (1) 介護支援専門員として岩手県に登録がある者（他県の登録者は、受講地変更手続き等が必要です。）
 (2) 主任研修又は主任更新研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了（平成30年度及び令和1年度に主任研修及び主任更新研修を修了した者）する者で、かつ、次の1～5のいずれかに該当する者
 （ただし、受講申込日から研修終了日までの間、有効な介護支援専門員証を保有する者に限ります。）

No.	岩手県の受講対象者の要件（太字下線部は、令和5年度の取扱い）																		
1	○ 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実習指導者																		
2	○ 下記(1)に規定する法定外研修を、下記(2)のとおり受講した者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(1) 法定外研修の要件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">次のア～エの全てに該当する研修であること</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;">ア 主催者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センター及び行政関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (全国団体、地区団体を含む) ・ 岩手県社会福祉協議会 (全国社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会を含む) ・ 岩手県、市町村、盛岡北部行政事務組合、一関地区広域行政組合、久慈広域連合、二戸地区広域行政事務組合 ② 職能団体（全国団体、地区団体を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県介護支援専門員協会 ・ 岩手県社会福祉士会 ・ 岩手県介護福祉士会 ・ 岩手県訪問看護ステーション協議会 ③ 学術団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ケアマネジメント学会 </td> </tr> <tr> <td>イ 研修内容</td> <td>主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること</td> </tr> <tr> <td>ウ 研修時間</td> <td>講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、1回につき3時間程度であること</td> </tr> <tr> <td>エ 修了証明</td> <td>主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 受講状況の要件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の研修の受講状況が、次のオ・カの両方に該当していること</td> </tr> <tr> <td>オ 受講回数</td> <td>前年度に、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。</td> </tr> </table>	(1) 法定外研修の要件		次のア～エの全てに該当する研修であること		ア 主催者	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センター及び行政関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (全国団体、地区団体を含む) ・ 岩手県社会福祉協議会 (全国社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会を含む) ・ 岩手県、市町村、盛岡北部行政事務組合、一関地区広域行政組合、久慈広域連合、二戸地区広域行政事務組合 ② 職能団体（全国団体、地区団体を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県介護支援専門員協会 ・ 岩手県社会福祉士会 ・ 岩手県介護福祉士会 ・ 岩手県訪問看護ステーション協議会 ③ 学術団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ケアマネジメント学会 	イ 研修内容	主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること	ウ 研修時間	講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、1回につき3時間程度であること	エ 修了証明	主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること	(2) 受講状況の要件		(1)の研修の受講状況が、次のオ・カの両方に該当していること		オ 受講回数	前年度に、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。
(1) 法定外研修の要件																			
次のア～エの全てに該当する研修であること																			
ア 主催者	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センター及び行政関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (全国団体、地区団体を含む) ・ 岩手県社会福祉協議会 (全国社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会を含む) ・ 岩手県、市町村、盛岡北部行政事務組合、一関地区広域行政組合、久慈広域連合、二戸地区広域行政事務組合 ② 職能団体（全国団体、地区団体を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県介護支援専門員協会 ・ 岩手県社会福祉士会 ・ 岩手県介護福祉士会 ・ 岩手県訪問看護ステーション協議会 ③ 学術団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ケアマネジメント学会 																		
イ 研修内容	主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること																		
ウ 研修時間	講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、1回につき3時間程度であること																		
エ 修了証明	主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること																		
(2) 受講状況の要件																			
(1)の研修の受講状況が、次のオ・カの両方に該当していること																			
オ 受講回数	前年度に、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。																		

	カ 演習が含まれた研修の受講 オで規定する4回のうち、必ず1回は 60分以上 の演習が含まれた研修を受講していること
3	○ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（自らが主となって研究・論文執筆したものを対象とし、それ以外の共同研究等は除く。）
4	○ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー
5	○ 介護支援専門員地域同行型研修においてアドバイザーを務めた者

注1：No.2の法定外研修は、当財団ホームページで確認ください。

注2：No.1・3・5は、主任研修又は前回の主任更新研修修了証明書の修了年月日以後、主任更新研修受講申込日までの間の実績を対象とします。

No.4は、主任更新研修受講申込日時点で要件を満たしていることが必要です。

4 定員 230 名

※ 定員を超過した場合は、当該年度に更新を行わないと資格を失効する者を優先します。

5 研修日程及び内容

(1) 研修期間及び集合研修会場

研修期間			集合研修会場
1組	eラーニング	令和5年6月15日（木）～26日（月）	アートホテル盛岡 3階 鳳凰の間 (盛岡市大通3丁目3-18)
	集合研修①	令和5年7月3日（月）～5日（水）	
	集合研修②	令和5年8月8日（火）～9日（水）	
2組	eラーニング	令和5年8月3日（木）～18日（金）	
	集合研修①	令和5年8月28日（月）～30日（水）	
	集合研修②	令和5年9月20日（水）～21日（木）	

(2) 研修内容

「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第265号）第2号の規定により別表のとおり実施するものとし、令和5年度のカリキュラムは、別紙1「令和5年度岩手県主任介護支援専門員更新研修日程」のとおりとし、合計46時間とします。

また、講義は原則eラーニングで実施します。受講方法の詳細は、「受講決定通知書」でお知らせします。

6 修了評価

介護支援専門員ガイドライン（厚生労働省）に基づく研修記録シートの提出に加え、確認テスト等を行うものとします。

7 研修修了認定

(1) 研修の全課程を修了した者に修了証明書を交付します。

(2) 欠席した場合及び以下の場合、修了証明書は交付できません。

ア 遅刻・早退・長時間の離席等がある場合

イ 提出書類に不備・不足がある場合、指定された期日までに提出がない場合

ウ 研修中の留意事項を守らない場合、他受講者の受講の妨げとなる行為等が見られた場合

8 修了証明書の交付

研修の修了認定された者には、研修最終日に修了証明書を交付します。修了証明書の再発行はいたしませんので、ご自身で大切に保管してください。

なお、申込書類等の記載事項が事実と異なっている等の虚偽・不正があった場合は、修了証明書交付後であっても修了は無効となり、修了証明書を返還してもらうことがあります。

9 受講手続き

(1) 受講申込

受講を希望する者は、当財団ホームページから「受講申込書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入し必要書類(※)を添え、令和5年4月7日(金)(消印有効)までに当財団あて送付してください。

(※) 必要書類 (添付書類)

- ◆ 全員が提出するもの
直近の主任研修または主任更新研修の修了証明書
- ◆ 受講対象者の要件1に該当する方
法定研修における講師及び指導者依頼書等、又は実務研修の実習指導者証明書の写し
- ◆ 受講対象者の要件2に該当する方
法定外研修の研修修了証明書又は研修修了証明書が貼付された介護支援専門協会手帳の写し
- ◆ 受講対象者の要件3に該当する方
演題発表の抄録の写し
- ◆ 受講対象者の要件4に該当する方
認定ケアマネージャー認定書の写し (有効な期限のもの)
- ◆ 受講対象者の要件5に該当する方
アドバイザーであることがわかる研修修了証の写し

(2) 受講決定

受講の可否について、研修開始1か月前を目途に当財団から通知します。

受講が決定した者には「受講決定通知書」をご自宅に郵送します。受講不可の者には別途連絡します。

(3) 受講料の納入

ア 受講決定通知書に同封された指定の振込用紙にて郵便局から受講料を振込む。

イ 「郵便振替払込受付証明書」を貼付用紙に貼付け、指定された期日までに当財団あて送付。

ウ 一旦納入された受講料は、原則返還いたしません。

10 受講料

16,500円 (岩手県手数料条例による)

11 テキストについて

研修中の使用はありませんが、自己学習(事前学習及び振り返り等)による効果的な研修とするため、テキストの購入を推奨します。

【推奨テキスト】

『3訂 介護支援専門員研修テキスト主任更新研修』(一般社団法人日本介護支援専門員協会 税込4,400円)

『介護支援専門員現任研修テキスト第4巻 主任更新研修 第3版』(中央法規出版 税込4,180円)

12 事例提出について

受講にあたっては、主任介護支援専門員として介護支援専門員に指導した「介護支援専門員の指導・支援の実践事例(スーパービジョン実践報告)」の提出が必要です。詳しくは、受講決定通知でお知らせいたします。

13 eラーニング受講の注意事項

(1) eラーニング受講にかかるインターネット環境やパソコン等は各自でご準備ください。また、カメラ及びマイクは不要です。

なお、スマートフォンでの受講も可能ですが、パソコンやタブレットでの受講を推奨します。

(2) 通信料等は各自の負担となります。あらかじめご了承ください。

14 個人情報の取り扱いについて

受講申込書類に記載された個人情報につきましては、公益財団法人いきいき岩手支援財団「個人情報保護規程」に基づき適正に管理いたします。

なお、当該研修の修了者の情報につきましては、「岩手県介護支援専門員研修実施要綱」に基づき岩手県知事に提出いたします。

15 申込み及びお問合せ先

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 3階

公益財団法人 いきいき岩手支援財団 研修課

電話：019-629-2300(直通) FAX：019-625-7494

いきいき岩手支援財団ホームページ <https://www.silverz.or.jp/>